

## 訪問調査実施先の推移

	H29年予算			H28.12月末現在			H27度決算			H26度決算			H25度決算		
	委託先 件数	実施件数	比率	委託先 件数	実施件数	比率	委託先 件数	実施件数	比率	委託先 件数	実施件数	比率	委託先 件数	実施件数	比率
職員実施分		4,650件	46.6%	-	2,831件	42.1%	-	3,441件	39.5%	-	3,374件	39.5%	-	3,146件	39.3%
委託先実施分	41社	5,335件	53.4%	41社	3,890件	57.9%	41社	5,260件	60.5%	43社	5,176件	60.5%	40社	4,869件	60.7%
計		9,985件	100%	-	6,721件	100%	-	8,701件	100%	-	8,550件	100%	-	8,015件	100%

## ※訪問調査内容

- ・職員実施調査内容 新規・区分変更のほか、委託先で日程調整がつかない更新申請等
- ・委託先実施調査内容 更新申請分（居宅及び施設）

近年は、職員で実施する分を調査実施件数の40%程度を担ってきているが、今年度12月末で42%を超過してきている。これは、委託先で日程調整がつかない分を早期の決定通知が届くよう、職員で対応している分の増加も要因の一つと考えている。

今後、申請件数が増加する見込であるが、調査委託先は、現状とほぼ同程度と見込まれる。

職員により対応する場合も職員を増やすなどの体制強化が必要となるが、困難な状況。

職員と同様に新規申請においても調査できる事務受託法人へ委託することにより体制強化を図り、申請から決定までの期間をできるだけ早期に対応する必要があると考える。

## 意見書（案）

平成29年2月 日

帯広市健康生活支援審議会高齢者支援部会

部会長 大江 徹 印

社会福祉法人 帯広市社会福祉協議会が市町村事務受託法人の指定申請を行うにあたり、次のとおり意見を付する。

平成29年2月22日に開催された帯広市健康生活支援審議会高齢者支援部会において、帯広市から協議のあった件については、認定調査票は、対象者の身体・精神状況や生活環境が具体的に調査されるため、その内容は認定審査の中でも重要であり、審査結果に大きな影響を与え、また、要介護認定申請の増加により、審査件数が増加していることから個々の対象者の認定審査事務を滞りなく行う必要がある。

したがって、介護保険サービスが必要な認定申請者への影響を最小限にして、適切な認定審査を行うためには、認定調査の実施事務にかかる処理をできるだけ迅速に行う必要があり、事務委託等で対応ができるのであれば実施することが望ましい。

## 市 町 村 意 見 書 (案)

法人名	社会福祉法人 帯広市社会福祉協議会
事務所名	指定居宅介護支援事業所
委託しようとするにあたっての意見	
<p>○要介護認定調査に係る本市の実施体制</p> <p>現在、新規申請に係る認定調査及び区分変更調査については、本市職員が実施し、更新申請に係る認定調査は、調査を希望する居宅介護支援事業所と委託契約を締結し実施してきている。</p> <p>市の高齢化率については、第 6 期帯広市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画において平成 27 年度 26.2%、平成 28 年度 27.0%、平成 28 年度 27.6%となっており 2025 年の平成 37 年度には、30.6%と推計、また、要介護認定者数は、平成 27 年 8,792 人、平成 28 年度 9,340 人、平成 29 年度 9,751 人、平成 37 年度 13,008 人となり、要介護認定申請件数同様に増加するものと推計している。</p> <p>○事務受託法人への委託</p> <p>今後、新規申請及び区分変更申請の増が見込まれる中、市職員を確保しての訪問調査の体制を確立してすべての新規申請に対応することが困難な状況であることから、事務受託法人へ委託していくもの。</p> <p>○（社福）帯広市社会福祉協議会への事務受託法人指定への意見について</p> <p>社会福祉法に基づき設立されている法人であり、市の地域包括支援センターのひとつとして、高齢者の生活全般に対する相談のほか虐待などの困難事例の解決に向けた中心的な役割を担っているほか、地域実践プランを策定し、社会貢献活動に対する支援するなど帯広市の地域福祉推進の中核を担う法人である。また、市内全域を網羅できる介護支援専門員を有している。</p> <p>（社福）帯広市社会福祉協議会は、公正な立場でさまざまな事業を取組んできており、認定調査体制についても構築することができると思うもの。</p>	
<p>上記のとおり、意見書を提出します。</p> <p>平成      年      月      日</p> <p style="text-align: center;">市町村長名</p> <p style="text-align: right;">印</p>	

※ 1 本様式については、居宅サービス等を提供している者が要介護認定事務に係る申請を行う場合に提出してください。

※ 2 本様式には、中立の立場で公正な判断をすることができる有識者の意見書を添付してください。



第3号様式（第3条関係）

廃止・休止・再開届出書

29年 / 月 25日

北海道知事 殿

申請者 住所 帯広市西 19 条南 2 丁目 27 番 12 号  
 氏名 医療法人社団 竹桜会  
 理事長 小関 純一 印



次のとおり受託事務の廃止（休止・再開）をするので届け出ます。

廃止（休止・再開）する事務所	名称 指定居宅介護支援事業所「花びより」
	所在地 帯広市西 19 条南 2 丁目 27 番 12 号
休止・廃止・再開の別	休止 ・ <input type="checkbox"/> 廃止 ・ 再開
休止・ <input type="checkbox"/> 廃止・再開する年月日	平成 29 年 2 月 28 日
休止・ <input type="checkbox"/> 廃止する理由	休止中であったが、再開の可能性がなくなったため
現に事務を受託している市町村に対する措置 (休止・廃止する場合のみ)	休止中につき、特に無し
休止予定期間	平成 年 月 日～平成 年 月 日

備考 受託事務の再開に係る届出にあっては、施行規則に定める当該受託事務に係る職員の勤務の体制及び勤務形態に関する書類を添付してください。

十勝総合振興局  
 社会福祉課  
 29.1.25 収  
 第 号